

AI法律相談室



第6回 ロボットの電子的人格について考える

ご購入はこちら

しぶや総和法律事務所 弁護士：吉田 秀平 よしだ しゅうへい

● EU議会の提言がきっかけとなった「ロボット的人格」とは

2017年1月、EU議会は将来的に自律型ロボットについて電子的人格を付与することを内容とした提言を行いました。

長期的にはロボットのための具体的な法的地位を策定し、少なくとも最も洗練された自律型ロボットを、損害を発生させることも含めて特定の権利と義務を持つ電子的人格を持つものとし、ロボットがスマートに自律的意思決定を行うか、独立して第三者との相互作用を行うケースにおいて、電子的人格を適用する可能性がある

(EU議会法務委員会「ロボティクスにかかる民法規則に関する欧州委員会への提言」)

この提言は多くの反響を呼び、ロボットの電子的人格について議論がなされています。

EUにおけるロボットの電子的人格の議論は、哲学的・心理学的な意味の人格を議論するものでも、ロボットに個人と同様の人権(自由権、生存権、参政権など)を認めようというものでもありません。

ロボットが活躍する未来の社会において、一定の権利・義務を持つ法的地位(帰属主体性)を、電子的人格としてロボットに認めることを検討する議論のようです。

● ロボットに人格を与える必要性

ロボットに電子的人格を与える必要性はどのようなものでしょうか。EU議会の提言では(ロボットが)「損害を発生させること」について言及されており、ロボットが他者に損害を与えるケースが想定されているようです。

しかし、利益の存するところに損失も帰するという報償責任の原則や、危険源を管理する者が責任を負うべきとする危険責任の原則からすれば、このようなケースではロボットの所有者または管理者の法的責任を検討すれば足り、ロボット自体の責任を考えることは、個人の法的責任をあいまいにするのではないのでしょうか。また、ロボットはあくまでも人間のために存在するものである以上、人間の所有者・管理者がいないロボットの存在は許すべきではないでしょう。

● 法人制度にも関係してくる

団体や財産に法的地位を与え、個人の活動領域を拡大する法制度として法人制度があります。ロボットの電子的人格を一種の法人格として議論する余地はあるかもしれません。

しかし、例えば、ロボットの所有・利用を目的とする会社を設立し、その利益・損失を会社の株主などに還元するなど、現行の法人制度でもロボットの活動を個人に還元することは可能です。だとすれば、ロボットの電子的人格をあえて創設する必要性はあるのでしょうか。

一方、ロボットの活動が個人に還元されない形でロボットの電子的人格を創設とした場合、これは個人の活動領域を拡大するという法人制度の趣旨に添わないばかりか、ロボットが所有し、個人に還元されない財産の取り扱いについても多くの問題が生じそうです。

● 人格を与える範囲

ロボットに電子的人格を与えるとした場合、ロボットの知性レベルや対象範囲について、さまざまな検討が必要になるでしょう。

知性レベルについて、EUの提言では「最も洗練された自律型ロボット」とされています。要件としてはあいまいですが、知性を持つロボットが誕生するのはまだ先と考えられ、現段階で具体的に議論することは難しいでしょう。

対象範囲について、ソフトウェアの一部なのか全部なのか、ハードウェアも含むのかという問題、大量生産またはコピーされたロボットの電子的人格の取り扱い、自己学習やモジュールの追加により変化したロボットの取り扱い、リンクしたロボットの集合体としての電子的人格の取り扱いなどについて検討が必要ではないでしょうか。

● SFのような議論は期待の表れ

EUの提言は、知性を持つロボットの誕生という「IF」を前提としています。現在そのようなロボットは誕生していません(私の知る限り)。EUにおいてSFのような議論が行われていることにも驚きですが、最近の人工知能技術への期待と関心が高まっているということなのでしょう。なお、本稿もSFの部類に属します。